



第99回 定時株主総会

招集ご通知

開催日時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

開催場所 名古屋市港区入船一丁目7番40号
当社 本社2階 アミティホール

議 案 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 監査役3名選任の件

目 次

第99回定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類.....	5
(提供書面)	
事業報告	10
連結計算書類	27
計算書類	30
監査報告	33



本招集通知は、パソコン・
スマートフォンでも主要な
コンテンツをご覧いただ
けます。
<https://p.sokai.jp/9359/>



伊勢湾海運株式会社

証券コード 9359
2022年6月7日

株主各位

名古屋市港区入船一丁目7番40号

伊勢湾海運株式会社

代表取締役社長 高見昌伸

第99回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第99回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、当日のご出席に代えて、書面又はインターネットにより議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁から4頁のご案内に従って2022年6月28日（火曜日）午後5時までに議決権行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 名古屋市港区入船一丁目7番40号

当社 本社2階 アミティホール（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的項目

報告事項

1. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第99期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 監査役3名選任の件

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。なお、当該「連結注記表」及び「個別注記表」は、監査役及び会計監査人が監査報告の作成に際し監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。

株主総会参考書類並びに事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.isewan.co.jp/>) に掲載させていただきます。

新型コロナウイルス感染防止への対応につきまして

新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、本定時株主総会開催にあたり、株主の皆様のご健康と安全を第一に考え、当社の対応につきまして下記のとおりご案内させていただきます。

記

- ・感染リスクを避けるため、本株主総会におきましては、当日のご来場を見合わせることもご検討いただき、可能な限り書面又はインターネットによる議決権の事前行使をお願い申しあげます。
- ・ご来場される株主様におかれましては、当日のご自身の体調をお確かめのうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮くださいますようお願い申しあげます。
- ・本総会会場におきましては、マスク着用や消毒液の設置等、状況に応じその他の感染予防のための措置を講じさせていただきますので、ご理解、ご協力賜りますようお願い申しあげます。
- ・本総会の運営につきましては、感染拡大防止を目的とした円滑な進行となる方法で行う予定としております。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申しあげます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.isewan.co.jp/>) にてお知らせ申しあげます。

以上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権行使してくださいますようお願い申しあげます。

議決権行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会に ご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



書面で議決権を 行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時到着分まで



インターネットで議決権を 行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書	○○○○○○○○	御中	
株主総会日	_____	議決権の数	XX票
××××年××月×日			
[QRコード] ログイン用QRコード			
見本 XXXX-XXXX-XXXX-XXXX XXXX-XXXX-XXXX-XXXX ○○○○○○			

→こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1、2号議案

- 賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 ➥ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書用紙はイメージです。

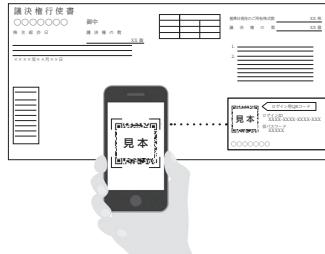
書面及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

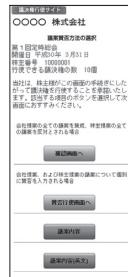
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

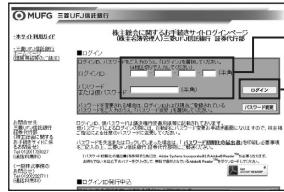
インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン等の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使
ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

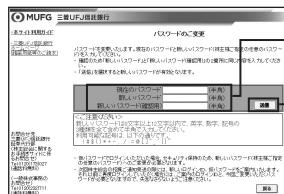
- 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。

- 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックしてください。



「ログインID・仮パスワード」を入力
「ログイン」をクリック

- 新しいパスワードを登録する。



「新しいパスワード」を入力
「送信」をクリック

- 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料／受付時間 9:00～21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社の株主の皆様に対する配当は、長期にわたり安定的な経営基盤の確保に努めるとともに、安定的な配当を継続していくことを基本方針としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおり第99期の期末配当及びその他の剰余金の処分をいたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金11円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は285,163,714円となります。

また、これにより、中間配当金11円とあわせて年間22円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金の処分に関する事項

(1) 減少する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金 800,000,000円

(2) 増加する剰余金の項目とその額

別途積立金 800,000,000円

第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行され、株主総会資料の電子提供制度が導入されることに伴い、次のとおり定款を変更するものであります。

- (1) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定めることが義務付けられたことから、変更案第15条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- (2) 株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようとするため、変更案第15条（電子提供措置等）第2項を新設するものであります。
- (3) 株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	(削除)

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。</u></p> <p><u>② 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p>
(新 設)	<p><u>(附則)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>② 前項の規定にかかわらず、2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）は、なお効力を有する。</u></p> <p><u>③ 本条の規定は、2022年9月1日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社に兼ねる職位の状況	所有する当社の株式数
1	再任 なかのまさよし 中野正芳 (1955年1月1日)	1977年4月 当社入社 2005年4月 当社経理部長代理 2008年4月 当社内部監査室室長（部長） 2011年4月 当社執行役員経理部長 2018年6月 当社常勤監査役（現任）	27,984株
【選任理由】 中野正芳氏は、経理部、内部監査室における経験を通じ、財務及び会計における豊富な経験と実績を有しております、監査役として職務を適切に遂行できると判断し、監査役候補者としました。			
2	再任 社外 みずのさとし 水野聰 (1952年8月8日)	1983年4月 弁護士登録 高須宏夫法律事務所入所 2000年4月 名古屋弁護士会副会長（2000年度） [現 愛知県弁護士会] 2010年6月 当社社外監査役（現任） 2013年4月 みづの総合法律事務所開設（現在に至る）	1,955株
【選任理由】 水野聰氏は、弁護士として特に労働法・会社法における専門知識・経験等を有しております、客観的な立場で当社の経営に対する監査・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に力を発揮していただきたためであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。			

候補者番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社ににおける状況 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
3	<p>再任社外 なかむらせいいち 中村誠一 (1954年1月21日)</p>	<p>1978年10月 監査法人丸の内会計事務所入所 [現 有限責任監査法人トーマツ] 1982年4月 公認会計士業務登録 2013年7月 公認会計士中村誠一事務所開設（現在に至る） 2014年3月 当社仮監査役 2014年6月 当社社外監査役（現在）</p>	6,391株

【選任理由】

中村誠一氏は、公認会計士としての専門知識・経験等を有しており、客観的な立場で当社の経営に対する監査・提言をいただくことにより、当社のコーポレート・ガバナンスの強化に力を発揮していただくためあります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 水野聰、中村誠一の両氏は、社外監査役候補者であります。
3. 水野聰、中村誠一の両氏は、現在、当社の社外監査役でありますが、それぞれの監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって水野聰氏が12年、中村誠一氏が8年となります。
4. 当社は、水野聰、中村誠一の両氏の間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、両氏の再任が承認された場合は、当該契約を継続する予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者の職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が監査役に再選され就任した場合は、引き続き当該保険契約の被保険者となります。
- また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
6. 水野聰、中村誠一の両氏は名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員としての要件を満たしており、同取引所に独立役員として届け出ております。

以上

(提供書面)

事業報告

(2021年4月1日から)
2022年3月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国の経済は、新型コロナウイルス感染症のワクチン接種の進展により、経済及び社会活動の正常化に向けた兆しもみられましたが、昨年末から変異株による感染が再拡大し、依然として厳しい状況で推移しました。また、サプライチェーンの混乱、ウクライナ情勢の深刻な状況など、景気を下振れさせるリスクに引き続き留意が必要な状況にあります。

名古屋港における物流業界の輸出入貨物におきましては、新型コロナウイルス禍からの経済再開に向けた動きや製造業の持ち直しなどにより、増加傾向となりました。

このような状況のもと、当社グループにおきましては、コスト管理の徹底と業務の効率化を一層推し進め、企業体質の強化を図ってまいりました。また、環境変化が激しい現代社会において、物流業者としてお客様からのニーズやサステナブルな社会から求められる期待に応えるべく、設備であるハードと組織であるソフトの両面の整備と適宜の見直しを実行し、時代に即した社会から認められる企業を目指し取り組んでまいりました。

こうした取り組みのなか、当社グループにおきましては、着実に回復している製造業の生産活動に牽引され、金属加工機や国内鋼材をはじめとした取扱貨物量全般が堅調に推移しました。また、加えて海上運賃が高騰している欧米向けの取扱貨物量が増えたこと等により、当連結会計年度の売上高は520億7千4百万円（前連結会計年度は417億5千9百万円）となりました。

作業種別の内訳は次のとおりであります。

船内荷役料76億2千5百万円（前連結会計年度は76億7千5百万円）、はしけ運送料6千7百万円（同1億2千5百万円）、沿岸荷役料75億6百万円（同64億4千4百万円）、倉庫料28億円（同26億1千3百万円）、海上運送料127億4千1百万円（同69億9千3百万円）、陸上運送料65億8千2百万円（同56億2百万円）、附帯作業料146億1千9百万円（同122億1千4百万円）、手数料1億3千万円（同9千万円）であります。

利益面におきましては、増収による影響により、営業利益は30億4千万円（前連結会計年度は9億5千4百万円）、経常利益は36億1千4百万円（同13億1百万円）、親会社株主に帰属する当期純利益は22億3千2百万円（同8億2千6百万円）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中における設備投資の総額は10億4千9百万円であり、その主なものは次のとおりであります。

- ・荷役及び輸送機器

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

区分	第96期 (2019年3月期)	第97期 (2020年3月期)	第98期 (2021年3月期)	第99期 (当連結会計年度) (2022年3月期)
売上高(百万円)	51,133	47,502	41,759	52,074
経常利益(百万円)	3,745	2,803	1,301	3,614
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,168	1,613	826	2,232
1株当たり当期純利益(円)	87.43	65.05	33.34	89.99
総資産(百万円)	45,237	44,778	44,859	49,137
純資産(百万円)	33,363	34,213	34,984	37,113
1株当たり純資産額(円)	1,302.98	1,333.58	1,366.22	1,448.13

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、当連結会計年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

(3) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
株 式 会 社 コ ク サ イ 物 流	50,000 千円	38.0% [46.0%]	物流事業
I S E W A N E U R O P E G m b H	1,750 千EUR	100%	物流事業
I S E W A N U . S . A . I N C .	1,000 千USD	100%	物流事業
伊勢湾（広州）国際貨運代理有限公司	1,500 千USD	100%	物流事業
I S E W A N (H.K.) L I M I T E D	1,500 千HKD	100%	物流事業
I S E W A N (T H A I L A N D) C O . , L T D .	255,000 千THB	49.0% [51.0%]	物流事業
P T . I S E W A N I N D O N E S I A	23,000 千USD	100%	物流事業
伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司	2,000 千USD	100%	物流事業
I S E W A N D E M E X I C O S . A . D E C . V .	186,000 千MXN	100% (0.5%)	物流事業
台 灣 伊 勢 湾 股 份 有 限 公 司	25,000 千TWD	100%	物流事業
P T . I S J A Y A L O G I S T I K	26,000 百万IDR	100% (100%)	物流事業

- (注) 1. 議決権比率欄の()内は、間接所有割合で内数であります。
 2. 議決権比率欄の[]内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数であります。

(4) 対処すべき課題

今後のわが国の経済は、新型コロナウイルス禍において各種政策の効果や海外経済の改善により、経済社会活動が正常化に向かい、景気の持ち直しが期待されております。しかしながら、ウクライナ情勢等の地政学リスクが引き起こす原材料価格の上昇や金融資本市場の変動などに注視する必要があり、先行きは不透明な状況が続くことが予想されます。

当社グループを取り巻く物流業界におきましても、先行きの不透明感が増しておりますが、物流インフラを担う企業として、お客様や社会からの負託に応えるべく、持続的な成長に向けた物流サービスの提供ができるように努めてまいります。

また、パラダイムシフトが進行している社会においては、企業としてDXや多様性を認める働き方を推進し、人にも環境にも負荷をかけずに企業成長を成し遂げ、社会から求められる企業への変革を遂げることを重要課題として、全社員一団となり取り組んでいく所存でございます。

株主各位におかれましては、従来に増してご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当社グループは、主に以下の事業を行っております。

- ・港湾運送事業
- ・倉庫業
- ・海上運送業
- ・陸上運送業
- ・通関業
- ・航空運送代理店業
- ・梱包業
- ・一般廃棄物及び産業廃棄物の運送並びに再生処理業

(6) 主要な事業所 (2022年3月31日現在)

① 当社の主要な事業所

国 内 :	本 社	名古屋市港区
	東 京 支 店	東京都江東区
	大 阪 支 店	大阪市西区
	東 海 支 店	愛知県東海市
	豊 橋 支 店	愛知県豊橋市
	富 山 支 店	富山県射水市
	信 越 支 店	長野県諏訪市
	セントレア支店	愛知県常滑市
	金城事業所・空見事業所・稻永事業所・東名港事業所・ 東名港鋼材センター	[以上名古屋市港区]、
	西名港事業所・西四区梱包所・西部事業所	[以上愛知県海部郡]、
	弥富事業所・弥富梱包所	[以上愛知県弥富市]
海 外 :	大連事務所	[中国]

② 子会社

国 内 :	株式会社コクサイ物流	[名古屋市港区]
海 外 :	ISEWAN EUROPE GmbH	[ドイツ]
	ISEWAN U.S.A. INC.	[米国]
	伊勢湾（広州）国際貨運代理有限公司	[中国]
	ISEWAN (H.K.) LIMITED	[中国]
	ISEWAN (THAILAND) CO.,LTD.	[タイ]
	PT.ISEWAN INDONESIA	[インドネシア]
	伊勢湾（上海）国際貨運代理有限公司	[中国]
	ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V.	[メキシコ]
	台灣伊勢湾股份有限公司	[台湾]
	PT.IS JAYA LOGISTIK	[インドネシア]

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
1,249名	40名増

(注) 従業員数は就業人員であります。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
747名	3名減	42.0歳	18.2年

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2022年3月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 50,000,000株
- ② 発行済株式の総数 27,487,054株
- ③ 株主数 2,899名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
五 洋 海 運 株 式 会 社	6,112千株	23.57%
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO) 常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行	1,254	4.84
伊 勢 湾 陸 運 株 式 会 社	1,144	4.41
伊 勢 湾 海 運 取 引 先 持 株 会	1,094	4.22
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 常任代理人 日本マスタートラスト信託銀行株式会社	970	3.74
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社 常任代理人 株式会社日本カストディ銀行	957	3.69
伊 勢 湾 海 運 従 業 員 持 株 会	928	3.58
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	679	2.62
株 式 会 社 ノリタケカンパニーリミテド	561	2.16
株 式 会 社 名 吉 屋 銀 行	460	1.77

(注) 1. 当社は、自己株式を1,563,080株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況 (2022年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	高見昌伸	伊勢湾(上海)国際貨運代理有限公司 董事長
代表取締役専務	森光男	港運事業・倉庫管理部、大阪支店、 欧州ブロック、台湾統括 ISEWAN EUROPE GmbH 取締役社長 台灣伊勢湾股份有限公司 董事長
代表取締役専務	高橋昭彦	総務・経理部、 内部統制・AEO管理室統括
専務取締役	堀崎健治	日本製鉄事業・鉄鋼事業部、東海支店、 メキシコ、インドネシア、タイ統括 PT.ISEWAN INDONESIA 取締役社長 ISEWAN DE MEXICO S.A. DE C.V. 取締役社長
常務取締役	角重人	海運事業部統括
常務取締役	松波雄治	国際事業部統括、セントレア支店長
常務取締役	清瀬一義	東京支店長、信越支店統括
常務取締役	松岡智明	日本製鉄事業部副統括、東海支店長
常務取締役	カール・エバンス	アメリカ統括 ISEWAN U.S.A.INC. 社長
取締役	岡松保樹	現業管理部管掌
取締役	浅野清	国際事業部、セントレア支店管掌
取締役	伊藤大	港運事業部第一課管掌
取締役	松岡憲生	大阪支店長
取締役	酒井昭博	輸入事業部、中国ブロック管掌 伊勢湾(広州)国際貨運代理有限公司 董事長 ISEWAN (H.K.) LIMITED 董事長
取締役	西部公人	港運事業部第二課管掌
取締役	富田英治	一般財団法人国際臨海開発研究センター 調査役
取締役	菅野孝一	公益財団法人交通遺児等育成基金 専務理事

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
常 勤 監 査 役	中 野 正 芳	
監 査 役	水 野 聰	弁護士
監 査 役	中 村 誠 一	公認会計士

- (注) 1. 常務取締役松波雄治氏は、2022年4月1日付をもって当社専務取締役に就任しております。
2. 取締役松岡憲生、酒井昭博、西部公人の3氏は、2021年6月29日開催の第98回定時株主総会において新たに選任され、就任いたしました。
3. 取締役後藤正三氏は、2021年6月29日開催の第98回定時株主総会終結の時をもって任期満了により当社取締役を退任しております。
4. 取締役富田英治、菅野孝一の両氏は、社外取締役であります。
5. 監査役水野聰、中村誠一の両氏は、社外監査役であります。
6. 監査役中村誠一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
7. 当社は取締役富田英治、菅野孝一、監査役水野聰、中村誠一の4氏を名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は当社の取締役及び監査役であり、被保険者は保険料を負担しておりません。当該保険契約により被保険者がその職務の執行に起因して保険期間中に損害賠償請求された場合の損害を填補することとしております。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするために、被保険者が違法であることを認識しながら行った行為等に起因する損害については填補の対象としないこととしております。

④ 取締役及び監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容に関する方針等

当社は、2022年3月15日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について、指名報酬委員会へ諮問し答申を受けております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや指名報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の内容は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業業績、企業価値向上への貢献意欲等を勘案した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針としております。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む）

当社の取締役の基本報酬は、月例及び原則年3回の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

3. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については、取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的な内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額とする。委任を受けた代表取締役社長は、報酬の決定に際して、委任された権限が適切に行使されるように、指名報酬委員会に原案を諮問して答申を得るものとしております。

2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	672 (16)	672 (16)	—	—	18 (2)
監査役 (うち社外監査役)	56 (15)	56 (15)	—	—	3 (2)
合計 (うち社外役員)	728 (31)	728 (31)	—	—	21 (4)

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第96回定時株主総会において年額8億円以内（うち社外取締役2千万円以内）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、12名（うち社外取締役2名）です。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2019年6月27日開催の第96回定時株主総会において年額6千万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。
3. 取締役会は、代表取締役社長高見昌伸氏に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役についての評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。なお、委任された内容の決定にあたっては、事前に指名報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

⑤ 社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役富田英治氏は、一般財団法人国際臨海開発研究センター調査役であります。

取締役菅野孝一氏は、公益財団法人交通遺児等育成基金専務理事であります。

監査役水野聰氏は、みずの総合法律事務所の所長であります。

監査役中村誠一氏は、公認会計士中村誠一事務所の所長であります。

当社と各社外取締役及び各社外監査役の兼職先との間には特別な関係はありません。

2) 当事業年度における主な活動状況

役 職 及 び 氏 名	出席状況、発言状況及び社外取締役に期待される役割に関する職務の概要
取 締 役 富 田 英 治	当事業年度に開催された取締役会8回の全てに出席いたしました。運輸行政において港湾・航路の整備等、経験を通じて培った港湾における戦略的な展開について、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしており、当社の経営全般に関して専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取 締 役 菅 野 孝 一	当事業年度に開催された取締役会8回の全てに出席いたしました。運輸行政において主に企画・政策に携わり、経験を通じて培った物流政策における継続的な推進において、専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性、適正性を確保するための適切な役割を果たしており、当社の経営全般に関して専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 水 野 聰	当事業年度に開催された取締役会8回の全てに、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。弁護士として特に労働法・会社法における専門知識・経験等を有しております、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
監 査 役 中 村 誠 一	当事業年度に開催された取締役会8回の全てに、また、監査役会9回の全てに出席いたしました。財務、会計における豊富な知見や公認会計士として専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称
- ② 報酬等の額

有限責任監査法人トーマツ

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	32,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32,200千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社海外子会社ISEWAN EUROPE GmbHについては、当社の会計監査人以外の監査法人（外国におけるこの資格に相当する資格を有する者を含む）の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

当社は有限責任監査法人トーマツに対して会計指導業務契約についての対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(4) 業務の適正を確保するための体制

取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- 1) コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、コンプライアンス推進委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。コンプライアンス規程第5条に役員及び従業員の義務を定め、この遵守を図り、また、社内イントラネットの掲示板においてコンプライアンスガイドブックを取締役及び従業員に対し掲示し、周知徹底を図ることとする。
- 2) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに通報窓口に報告するものとし、通報処理責任者は速やかに常勤監査役に報告するものとする。
- 3) 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内通報体制として、公益通報者保護規程を定め、不正行為等の早期発見と是正を図り、コンプライアンス経営の強化を目的とする。
- 4) 監査役は当社の法令遵守体制及び公益通報者保護規程の運用に問題があると認めるときは、取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。
- 5) 内部監査を担当する部署として「内部監査室」を設置し、監査方針・監査計画・監査内容を定期的に取締役会並びに監査役会に報告する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書、その他重要な情報については、文書管理規程に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理（廃棄を含む）することとし、法令及びその他関連規程に基づき保管期間を設け閲覧可能な状態を維持することとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) リスク管理体制の基礎として、リスクマネジメント規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスクマネジメント体制を構築している。不測の事態が発生した場合には同規程の定めにより設置している委員長、副委員長及び委員で構成するリスクマネジメント委員会が、関連委員会及び顧問弁護士等を含む外部アドバイザリーチームと連携し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止しこれを最小限に止める体制を整えることとする。

2) 当社は、当社の業務執行に係るリスクとして、以下ア)からサ)のリスクを認識し、リスクマネジメント委員会がその把握と管理を行うこととする。

ア) 会社の過失により取引先及び顧客に多大なる損害を与えたとき

イ) 火災、地震、風水害等によって多大の損害を受けたとき

ウ) 重大な労働災害を発生させたとき

エ) 営業上きわめて重要な情報が外部に流失、漏洩したとき

オ) 重要な取引先が倒産したとき

カ) コンピュータ障害により営業上多大なる損害を顧客に与えたとき

キ) 不慮の事件・事故により相当数の従業員の生命又は健康が危機にさらされたとき

ク) 経営幹部が誘拐又は殺害されたとき

ケ) 株式が買い占められたとき

コ) 不本意にして法律違反を犯し、その責任を問われたとき、もしくは行政処分を受けたとき

サ) その他会社の存続に関わる重大な事案が発生したとき

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については事前に社長、専務、常務によって議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。

2) 取締役会の決定に基づく業務執行については、執行者あるいは執行部署を任命するものとする。

⑤ 当社及び子会社等（以下、併せて「グループ会社」という）から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1) グループ会社における業務の適正を確保するための、グループ各社に内部統制責任者及び内部統制リーダーを置き、「内部統制室」と連携して、グループ全体の内部統制システムの整備及び維持を図ることとする。

2) グループ会社の職務の適法性、企業倫理性及び財務報告の信頼性を確保するために、内部監査室が定期又は必要なときに内部監査を実施することとする。

3) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の会社への報告に関する体制

当社は、関係会社管理規程に従い、子会社が重要事項を行うときは関係書類の提出を求め、取締役会に報告することになっている。また、子会社の経営内容を把握するために、決算関係書類等の提出を求めるとしている。

なお、海外子会社については、月次の「業務報告書」を社長及び常勤監査役に提出するものとする。

4) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その体制

当社は、関係会社管理規程を制定し、子会社が重要事項を行うときは取締役会に報告することになっている。また、グループ会社の事業及び業務の遂行を阻害する行為が子会社等にあると認めるときはリスクマネジメント規程に従い必要な措置を講じることが可能な体制としている。

5) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

子会社の社長、取締役、ジェネラルマネジャー等は、当社の管理職以上の者が兼務し、当社の意思決定及び意思疎通が図られている。また、関係会社管理規程にある重要事項以外に関する決裁権限を委任することで意思決定の迅速化を図っている。

6) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社は、共通の経営理念を持ち、全従業員の意識向上の啓蒙を図っている。また、コンプライアンスガイドブックにより、法令遵守の周知を図っている。

⑥ 監査役の職務を補助すべき使用人（以下、「監査役スタッフ」という）に関する事項

監査役の職務を補助する者として監査役スタッフを配置するものとする。

⑦ 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役スタッフの独立性を確保するため、監査役スタッフの任命、異動等人事権に係る事項の決定には常勤監査役の事前の同意を得ることとする。

⑧ 監査役の職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は監査役スタッフに関し、監査役の職務を補助するに際しての監査役スタッフへの指揮命令権は各監査役に属するものとする。

⑨ 当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役等から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会及びその他の重要な会議に出席し、意見を述べることとする。

当社の取締役及び使用人又は子会社の取締役等から報告を受けた者が、監査役に報告すべき事項及び時期については、法定の事項に加え当社及び子会社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査役に都度報告するものとする。また、監査役は必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

⑩ 監査役への報告者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、監査役からの報告の求めに従った監査役への報告者に対し、当該報告を行ったことを理由とした不利益な取扱いを禁止している。また、取締役及び使用人が公益通報者保護規程に基づき自主的に常勤監査役へ報告した際も、不利益な取扱いがなされることを禁じている。

⑪ 監査費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとする。

⑫ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は内部統制室、内部監査室及び会計監査人と連携を強化し、監査の実効性を図ることとする。また、監査役及び監査役会は代表取締役、会計監査人と定期的に会合を持ち意思の疎通を図ることとする。

⑬ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は「行動指針」において、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの活動を助長するような行為は行わない。また、これら勢力及び団体とトラブル等が発生した場合は企業をあげて立ち向かう旨を定めている。

また、反社会的勢力排除に向けて、下記の体制を整備・運用することとする。

- 1) 反社会的勢力対応の所管部署を総務部とし、社内対応における緊急報告・連絡体制の確立
- 2) 弁護士、警察、暴力追放対策機関との連携体制の確保
- 3) 所管警察署の指導協力を得て社員に対する教育・啓蒙の実施

(5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

① コンプライアンスについて

当社の役員及び従業員はコンプライアンスガイドブックを社内イントラネットの掲示板についていつでも閲覧できる環境下にあり、実務幹部会で定期的にコンプライアンスに関する啓発活動を行っている。また、コンプライアンスへの理解を深めるための教育及び研修を行い、法令及び定款を遵守するため継続的な取組に努めている。

② 取締役の職務の執行について

取締役会を8回開催し、法令及び定款に定められた事項や経営に関する重要事項の決定、業務執行状況の報告及び監督を行っている。

③ 子会社における業務の適正の管理について

当社の取締役、執行役員及び管理職以上の者が子会社各社の役員を兼務しており、子会社取締役の職務執行を監督し、当社と子会社間において共通認識のもと経営を進めている。また、海外子会社については、毎月「業務報告書」を提出させ、経営内容等の把握に努めている。

④ 監査役の職務の執行について

監査役会を9回開催し、監査方針及び監査計画の決定や職務の執行状況の報告を行うとともに、監査役は取締役会等の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査している。また、監査役は内部統制室、内部監査室及び会計監査人と4回会合を開き定期的に意見交換を行い、意思疎通を図っている。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	22,072,313	流動負債	7,484,848
現金及び預金	11,682,810	買掛金	3,821,619
受取手形	251,716	短期借入金	66,396
売掛金	7,511,009	1年内返済予定の長期借入金	18,543
契約資産	242,343	リース債務	179,004
その他の	2,395,918	未払法人税等	985,401
貸倒引当金	△11,484	賞与引当金	873,951
固定資産	27,064,861	その他の	1,539,930
有形固定資産	20,922,435	固定負債	4,539,024
建物及び構築物	6,087,267	長期借入金	159,232
機械装置及び運搬具	871,050	リース債務	612,579
土地	13,028,041	退職給付に係る負債	3,460,499
リース資産	151,102	資産除去債務	188,757
その他の	784,973	その他の	117,954
無形固定資産	98,295	負債合計	12,023,872
その他の	98,295	純資産の部	
投資その他の資産	6,044,130	株主資本	34,674,077
投資有価証券	3,901,718	資本金	2,046,941
出資金	1,760	資本剰余金	1,464,060
長期貸付金	631,872	利益剰余金	32,381,611
繰延税金資産	1,091,816	自己株式	△1,218,535
その他の	447,626	その他の包括利益累計額	1,247,340
貸倒引当金	△30,663	その他有価証券評価差額金	1,106,889
資産合計	49,137,174	為替換算調整勘定	△30,754
		退職給付に係る調整累計額	171,205
		非支配株主持分	1,191,883
		純資産合計	37,113,301
		負債・純資産合計	49,137,174

連結損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売上原価	高価理益	52,074,023
売上費及び一般管理費	利益	40,886,422
販売業外収益	利息	11,187,600
受取配当金	金益	8,147,076
受取差投資	益料	3,040,524
受取賃貸成	金他	
分法による賃整の助成		40,257
受取替に用取調の費用		83,552
持受雇用の支払価		140,620
受取法による賃整の費用		39,092
受取雇用の支払価		104,926
受取雇用の支払価		27,940
受取雇用の支払価		155,400
業外費用		591,789
支減そ経常別利		14,504
支減そ経常別損失		3,604
支減そ経常別損失		42
支減そ経常別損失		18,151
支減そ経常別損失		3,614,162
固定資産証券売却益		4,513
固定資産売却益		1,332
固定資産売却益		3,035
会員別損失		8,880
会員別損失		16
会員別損失		37,486
会員別損失		24,662
会員別損失		150
税金等調整前当期純利益		62,315
法人税、住民税及び事業税		3,560,727
法人税等調整額		1,260,954
法人税等調整額		△54,525
当期純利益		1,206,429
非支配株主に帰属する当期純利益		2,354,298
親会社株主に帰属する当期純利益		121,938
親会社株主に帰属する当期純利益		2,232,359

連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	2,046,941	1,464,060	30,741,657	△1,218,319	33,034,340	1,208,431	△426,782	73,967	855,615	1,094,775	34,984,731
会計方針の変更による累積的影響額			30,091		30,091					1,443	31,535
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,046,941	1,464,060	30,771,749	△1,218,319	33,064,431	1,208,431	△426,782	73,967	855,615	1,096,218	35,016,266
連結会計年度中の変動額											
剰余金の配当			△596,255		△596,255						△596,255
親会社株主に帰属する当期純利益			2,232,359		2,232,359						2,232,359
連結範囲の変動			△26,241		△26,241						△26,241
自己株式の取得				△216	△216						△216
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)						△101,541	396,027	97,238	391,724	95,664	487,389
連結会計年度中の変動額合計	-	-	1,609,862	△216	1,609,645	△101,541	396,027	97,238	391,724	95,664	2,097,035
当期末残高	2,046,941	1,464,060	32,381,611	△1,218,535	34,674,077	1,106,889	△30,754	171,205	1,247,340	1,191,883	37,113,301

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	16,535,226	流動負債	6,730,516
現金及び預金	7,267,266	買り一括債務	3,809,335
受取手形	243,729	未払費用	25,267
売掛金	6,761,824	未払法人税	480,609
契約資産	205,665	預り引き当金	278,027
前払費用	1,009,713	支拂人税	810,986
その他の	1,048,115	預り金	341,665
貸倒引当金	△1,088	貰与引当金	785,000
固定資産	26,928,961	その他の	199,624
有形固定資産	14,967,756	固定負債	3,753,592
建物	4,067,230	リース債務	58,406
構築物	213,210	長期未払金	64,196
機械及び装置	464,915	退職給付引当金	3,441,027
車両運搬器具	112,330	資産除去債務	188,757
工具備品	120,080	その他の	1,204
土地	9,920,038	負債合計	10,484,109
リース資産	69,950	純資産の部	
無形固定資産	91,017	株主資本	31,900,714
その他の	91,017	資本金	2,046,941
投資その他の資産	11,870,187	資本剰余金	1,374,676
投資有価証券	3,429,395	資本準備金	1,374,650
関係会社株式	3,770,944	その他資本剰余金	25
出資	1,360	利益剰余金	29,288,363
関係会社出資金	583,231	利益準備金	511,735
長期貸付金	608,382	その他利益剰余金	28,776,628
関係会社長期貸付金	2,760,000	固定資産圧縮積立金	535,649
破産更生債権等	8,295	別途積立金	23,560,000
長期前払費用	29,019	繰越利益剰余金	4,680,978
繰延税金資産	1,073,363	自己株式	△809,266
保証金	218,515	評価・換算差額等	1,079,363
会員権	90,750	その他有価証券評価差額金	1,079,363
貸倒引当金	△703,070	純資産合計	32,980,078
資産合計	43,464,187	負債・純資産合計	43,464,187

損益計算書

(2021年4月1日から)
(2022年3月31日まで)

(単位:千円)

科 目		金 額
売 売 上 原 高 価 利 益		46,132,400
売 売 上 総 組 利 益		37,773,881
販 費 及 び 一 般 管 理 費		8,358,518
営 営 業 外 収 益		6,041,006
		2,317,511
受 取 利 息		45,025
受 取 配 当 金		208,547
為 替 差 益		71,609
受 取 貸 貸 料		129,606
雇 用 調 整 助 成 金		27,940
そ の 他		136,114
		618,843
業 外 費 用		
支 払 利 息		2,714
減 價 償 却 費		3,604
そ の 他		734
		7,053
常 利 益		2,929,301
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益		486
投 資 有 價 証 券 売 却 益		1,332
会 員 権 利 売 却 益		3,035
		4,854
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損		16
固 定 資 産 除 却 損		37,169
減 損 損 失		24,662
関 係 会 社 株 式 評 價 損		18,763
会 員 権 評 價 損		150
		80,762
税 引 前 当 期 純 利 益		2,853,393
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		977,000
法 人 税 等 調 整 額		△53,866
当 期 純 利 益		923,133
		1,930,260

株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から)
 (2022年3月31日まで)

(単位：千円)

資本金	株主資本											純資産合計	
	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金			
	資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	2,046,941	1,374,650	25	1,374,676	511,735	566,397	23,560,000	3,287,274	27,925,406	△809,049	30,537,974	1,180,022	31,717,997
会計方針の変更による累積的影響額								28,952	28,952		28,952		28,952
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,046,941	1,374,650	25	1,374,676	511,735	566,397	23,560,000	3,316,226	27,954,359	△809,049	30,566,926	1,180,022	31,746,949
事業年度中の変動額													
固定資産圧縮積立金の取崩						△30,747		30,747	-		-		-
剰余金の配当								△596,255	△596,255		△596,255		△596,255
当期純利益								1,930,260	1,930,260		1,930,260		1,930,260
自己株式の取得										△216	△216		△216
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)												△100,659	△100,659
事業年度中の変動額合計	-	-	-	-	-	△30,747	-	1,364,752	1,334,004	△216	1,333,787	△100,659	1,233,128
当期末残高	2,046,941	1,374,650	25	1,374,676	511,735	535,649	23,560,000	4,680,978	29,288,363	△809,266	31,900,714	1,079,363	32,980,078

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

伊勢湾海運株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	今 泉 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	増 見 彰 則

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、伊勢湾海運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、伊勢湾海運株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事實を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2022年5月17日

伊勢湾海運株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ 名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 今 泉 誠
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 増 見 彰 則

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、伊勢湾海運株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するため、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第99期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関する業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

伊勢湾海運株式会社 監査役会

常勤監査役 中野正芳 ㊞

社外監査役 水野聰 ㊞

社外監査役 中村誠一 ㊞

以上

メモ

メモ

株主総会会場ご案内図

会場：名古屋市港区入船一丁目7番40号
伊勢湾海運株式会社 本社2階 アミティホール
電話 052-661-5181



- 交通機関 地下鉄 名港線「名古屋港」2番出口前
- 駐車場の数に限りがありますので、公共交通機関をご利用くださいますようお願い申しあげます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。